

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」といい、〇〇福祉事務所を「事務所」という。）が請求人に対して行った、令和元年11月23日を廃止日とする保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張していると解される。

請求人は、保護開始後、毎月のように事務所を訪れ、保護費の受領をしていたことに加え、事務所の担当者（以下「担当者」という。ただし該当する職員は複数人いるため、常に同一の職員を指すものではない。）が本件居室を訪問し、令和元年11月8日に処分庁が請求人に対して行った、同月9日以降の生活保護を停止する決定（以下「本件停止決定」という。）や本件処分が発出されている令和元年11月7日ころ、同月10日、同月16日前後ないし同月21日前後には、本件施設内に在所していたもので

あり、外出にも正当な理由があることから、失踪したことも、居所不明になったこともない。

なお、処分庁は、請求人が本件停止決定後2週間にわたり担当者に連絡しなかったというが、請求人は、担当者に連絡することを約したことはなく、このことは本件施設の管理人に対する関係でも同様である。

また、請求人は、本件停止決定通知書を受領していない。

そのほか、処分庁は、存在しないはずの入室契約書の原本を証拠とするなど、恣意的に創り出したシナリオに、請求人を嵌め、陥れようとしているものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年3月9日	諮問
令和2年7月21日	審議（第45回第4部会）
令和2年8月18日	審議（第46回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

(1) 法1条によれば、保護は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものとされている。

- (2) 法 19 条 1 項によれば、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項 1 号）及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項 2 号）に対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。
- (3) 法 26 条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならないと規定している。
- (4) したがって、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有すると認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（大阪地方裁判所平成 16 年 3 月 18 日判決（判例地方自治 264 号 91 頁）参照）。
- (5) また、法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。
- (6) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集 2017」（以下「運用事例集」という。）問 2-6・答 1 によれば、「失踪とは、『行方をくらますこと』であり、生活保護の実施機関と被保護者との関係で言えば、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることである。居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第 19 条第 1 項第 2 号

に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止する。したがって、事前に行先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪には当たらない。このような場合は、最低1週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めることに努める必要がある。実施機関が努力を尽くしても本人が来所しなかった場合は、管内の現在地を有しなくなったことを理由に保護を廃止することも止むを得ない。また、ある時点から連絡が取れなくなった場合は、その時点で失踪となる。」とされている。

また、運用事例集問2-6・答3・(1)によれば、「他管内の簡易宿所を利用中で本ルール適用を受ける者が失踪した場合は、同答2・(1)の「保護を廃止する時期」は、失踪した日から2週間経過後の翌日とする。この場合、廃止まで一定期間待つことになるので、失踪した日の翌日付で保護を停止する。」とされている。

なお、運用事例集は、法の具体的な解釈・運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1)ア 請求人は、平成31年3月ころから、事務所に訪問した際、担当者に対して、本件施設に関して、危険を感じる、電磁波、無酸素ガス、超音波によるサイバー攻撃が頻繁にある、緊急事態にあるなどとして、時にホテルないしネットカフェ等に宿泊したことなどと主張した。

イ 請求人は、上記ホテルへの宿泊等のほかにも、以下のよう
に、たびたび本件居室を不在にしていた。

令和元年8月ころには、本件施設の利用者が、担当者に対して、請求人はなかなか帰ってこないと回答したことがあり、また、同月、〇〇県の〇〇市福祉事務所を訪れ、同市事務所

の担当者に対して保護申請を行い、同市内の複数の病院を受診したことがあった。さらに、同年10月ころ、深夜ないし早朝という、通常であれば、休息・睡眠等のため住居内にいる時間帯に、連日のように、〇〇病院を受診していたものである。

ウ 請求人は、保護費の受給等のため、たびたび事務所を訪れることがあるものの、担当者が請求人の居住実態等を確認するため本件施設を訪問した際には大抵不在にしており、また、請求人に訪問予定日の設定等を求める担当者の書置きに対して、能動的に訪問希望日等を示したことはなかった。更に、請求人は、〇〇市内に所在していることについて担当者に知らせることはなく、担当者は、同市福祉事務所や同市内の各病院からの連絡により、初めて請求人の所在を知るに至ったものである。

エ 担当者が、令和元年8月ころ、本件居室に立ち入り、内部を点検した際には、電灯を使用することはできず、床は紙片などが散乱した状態であり、請求人は担当者から室内を清掃するよう求められたこともあったにもかかわらず、同年11月に本件居室内に立ち入ったときにも、ほぼ同様の状態のままであったものである。

オ 以上アないしエに示した請求人の言動を総合すると、①請求人は、理由の当否はさて置き、本件施設に居住し続けることに困難を感じ、同施設を嫌悪し、本件施設以外の地に居住先を移す動機を抱くに至っていること、②請求人は、実際に他の実施機関の管内で保護を受けることを試み、また居所を不在にすること自体や移動先を担当者に秘匿していること、③請求人は、処分庁による保護が継続することを希望しつつも、法の目的に沿って、本件施設において、最低限度の生活

を維持しつつ、経済的な自立に向けた営為に努めていく意欲が極めて乏しいことが、それぞれ見て取れるものである。

- (2) 請求人は、令和元年11月6日夜間から、同月8日に担当者と管理人が本件居室内に立ち入るまでの間、本件居室の扉を開け室内に立ち入ることはなく、同日、本件施設の管理人から、本件施設を退所扱いとされるに至っている。このことは、請求人にも担当者にも与する立場にない本件施設の管理人が、請求人が失踪状態にあると認識したことを示している。

また、請求人が、同月8日付で本件停止決定が行われたことを知らず、又、本件処分が発出されたことを令和元年11月29日まで知らなかったということは、同月9日以降、事務所はもとより、本件施設のほか担当者が想定可能な立寄り先である〇〇市福祉事務所や本件停止決定がなされたことを通知した〇〇市内の各病院にも立ち寄ることがなかったことを示すものである。

- (3) これらの経緯に照らせば、処分庁は、請求人が、令和元年11月6日夜間以降、本件居室に所在していない状況をもって、請求人が事前の申出なく、一方的に本件居室を去って連絡が取れなくなり、行方をくらます行動を現にとったものとして、同月8日、請求人の失踪を確認したこと、その上で、請求人の失踪を確認した日の翌日から2週間を経過した日（令和元年11月22日）までの間、引き続いて失踪・居所不明の状態にあると判断したことは、それぞれ首肯すべきものである。したがって、処分庁が、同月23日を請求人に対する保護の廃止日とした本件処分を違法・不当とすることはできないものである（上記1・(6)）。

- 3 請求人は、前記第3のとおり、本件処分が違法・不当であると主張する。しかし、本件処分が違法・不当であるということでは

きないことは、上記 2・(3)に示したとおりである。

なお、請求人は、まず、令和元年 11 月 7 日ころ、同月 10 日、同月 16 日前後ないし同月 21 日前後には、本件施設内に在所していたと述べる。しかし、請求人が上記各日に本件施設に在所していたと認めるべき証拠はなく、上記請求人の主張を採り上げることはできない。

また、請求人は、処分庁から、本件停止決定通知書を受領することはなかったと主張する。しかし、前記の運用事例集問 2-6・答 3・(1)の文言によれば、「(保護)廃止まで一定期間待つことになるので、」保護を停止するものとされており、保護停止の決定は保護廃止の要件となるものではない。したがって、上記請求人の主張は、本件停止決定の要件に関する検討をするまでもなく、失当であることを免れない。

そのほかにも、請求人は、処分庁は存在しないはずの入室契約書の原本を証拠とするなど、恣意的に創り出したシナリオに、請求人を嵌め、陥れようとしているなどと主張する。しかし、主張のそれぞれは請求人の独自の見解に基づいたものや、確たる証拠がないまま述べたものと認められるため、いずれも本件処分の取消理由として認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美